

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税(軽自動車税)の賦課、または調査に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中野市は、地方税(軽自動車税)の賦課、調査に関する事務における特定個人情報保護ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

中野市長

公表日

令和7年7月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税(軽自動車税)の賦課、または調査に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、車両の登録情報等を用いて軽自動車税を賦課する。
③システムの名称	軽自動車税システム、総合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
車輌情報ファイル、賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表24項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の第2条の表 48項 (情報提供の根拠) なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中野市総務部税務課 中野市三好町一丁目3番19号 電話:0269-22-2111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中野市総務部税務課 中野市三好町一丁目3番19号 電話:0269-22-2111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠

- ・住基ネット照会によりマイナンバーの取得は行わず、申請者からマイナンバーの提供を受けてからマイナンバーの真正性を確認している。
- ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバー紐づけを行っている。

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	---------------	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
<選択肢>	
1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	
2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	
3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策	
5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	
6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	
7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策	
8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
9) 従業者に対する教育・啓発	

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	---------------------	---

判断の根拠

使用する必要最低限の職員を報告させ、税務課で内容を審査したうえで、企画財政課DX推進係への権限付与を依頼するなど、職員のアクセス権を制限している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 久野常志	税務課長 太田 敦	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 太田 敦	税務課長 竹前辰彦	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策		IVリスク対策全文	事前	
令和2年3月31日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 竹前辰彦	税務課長	事後	様式改正に伴う表記変更であり、重要な変更に該当しない。
令和2年3月31日	II-1..対象人数 係数の判断時点	平成31年4月22日 時点	令和2年3月24日 時点	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和2年3月31日	II-2..取扱者数 係数の判断時点	平成31年4月22日 時点	令和2年3月24日 時点	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和3年3月31日	II-1..対象人数 係数の判断時点	令和2年3月23日 時点	令和3年3月23日 時点	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和3年3月31日	II-2..取扱者数 係数の判断時点	令和2年3月23日 時点	令和3年3月23日 時点	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和7年4月1日	I-3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第16項 並びに行性手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令再16条	・番号法第9条第1項、別表24項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和7年4月1日	I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 27の項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の第2条の表 48項 (情報提供の根拠) なし	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和7年4月1日	II-1..対象人数 係数の判断時点	令和3年3月23日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和7年4月1日	II-2..取扱者数 係数の判断時点	令和3年3月23日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和7年4月1日	IV-8.人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である。	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和7年4月1日	IV-8.人手を介在させる作業判断の根拠		・住基ネット照会によりマイナンバーの取得は行わず、申請者からマイナンバーの提供を受けてからマイナンバーの真正性を確認している。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバー紐づけを行っている。	事後	保護評価再実施に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I-11最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和7年4月1日	I-11最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である。	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和7年4月1日	I-11最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		使用する必要最低限の職員を報告させ、税務課で内容を審査したうえで、企画財政課DX推進係への権限付与を依頼するなど、職員のアクセス権を制限している。	事後	保護評価再実施に伴う修正